相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市大字筒井字八ツ橋一六二番地、最後の住所青森県八戸市吹上三丁目一三番一号国立療養所　被相続人　亡　佐藤　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

青森県八戸市根城七丁目一一番三三号　弁護士法人あおば綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　秀隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市金沢二丁目一一九番地二、最後の住所青森市金沢二丁目四番二三号

被相続人　亡　三島　浩美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

青森市中央一丁目一番二号メゾン青森Ａ一階　森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　雄亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市泉町下川字谷地川二〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三瓶　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ七階浜通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　淑彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区高松三丁目三六七二番地、最後の住所埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢四二二番地八　被相続人　亡　中熊　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

埼玉県川越市中原町二丁目三番地六　ＩＳビル

相続財産管理人　弁護士　赤松　岳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字小敷谷七二〇番地六、最後の住所埼玉県上尾市西宮下二丁目八二番地二上尾ハウス一―二〇四

被相続人　亡　千葉　高義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目八番地二ＮＭビル六階　神田大塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武藤　洋善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住東二丁目七三番地、最後の住所東京都足立区千住関屋町一番二―三〇四号　被相続人　亡　正田　雅淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

事務所東京都千代田区六番町一三―一ハイツ六番町五〇三　四谷番町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岸　郁子（登録姓　増田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町西小磯一四七八番地二七、最後の住所神奈川県中郡大磯町西小磯一四七八番地の二七

被相続人　亡　小川日出光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

神奈川県厚木市中町四丁目一四番三号雅光園ビル七〇二号室　相模川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　琢磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市八幡野一〇二七番地、最後の住所静岡県伊東市八幡野一〇二七番地伊豆高原ゆうゆうの里Ｃ五一七号

被相続人　亡　三國　鈴江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

静岡県沼津市魚町一三番地

相続財産管理人　弁護士　沼澤　龍起

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市山科区御陵池堤町二八番地の一九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山梨　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

京都市中京区夷川通両替町西入巴町八一

弁護士法人都大路法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安保　嘉博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市幸町四番地二一、最後の住所山口県下関市幸町五番七号

被相続人　亡　松原　弘昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

山口県下関市赤間町二番一七号大賀ビル

大賀綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大賀　一慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市中新町八七番地、最後の住所長崎市田手原町八一一番地九廣中病院、

被相続人　亡　岡村　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十一日

長崎市新大工町五番一―七〇一号、事務所長崎市万才町六番三三号高木ビル三階司法書士法人吉田合同事務所

相続財産管理人　吉田　修司

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので公告します。

一、家畜商であったものの住所、氏名　東京都千代田区内神田一丁目一四番四号　日本ハイポー株式会社　代表取締役　吉田　基

一、営業保証金額　金十二万円

右営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を東京都知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十五年十月十一日

青森県八戸市卸センター一丁目一一番八号

プライフーズ株式会社

代表取締役　山本　泰也

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十五年十月一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十一日

東京都品川区西五反田七丁目七番七号

シミックＣＭＯ富山株式会社確定給付企業年金

清算人　綛谷　正晴